

# 長崎県業務継続計画

令和6年3月 改訂  
長 崎 県

# 目 次

## 共通編

<b>1</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	
1.1	策定趣旨	1
1.2	基本方針	1
1.3	策定範囲	1
<b>2</b>	<b>想定する大規模災害及び被害想定</b>	
2.1	想定する大規模災害	2
2.2	その他の災害への対応	2
<b>3</b>	<b>非常時優先業務の概要</b>	
3.1	選定基準	2
3.2	業務実施体制	2
3.3	必要人員	2
<b>4</b>	<b>業務継続のための執行体制の確保</b>	
4.1	発災直後の対応	4
4.2	災害対策本部の設置	7
4.3	庁舎（執務室）等の確保	7
4.4	職員の確保	7
<b>5</b>	<b>業務継続のための執務環境の確保</b>	10
<b>6</b>	<b>今後の取組</b>	
6.1	職員への周知	10
6.2	訓練の実施	10
6.3	マニュアル等の整備	11
6.4	市町への支援	11
6.5	定期的な見直し	11
	<b>（参考） 大規模地震発生時の参集フロー</b>	12

# 目 次

## 本庁編

<b>1 想定する大規模災害及び被害想定</b>	
1.1 長崎市内の災害・被害想定	13
1.2 業務継続への影響	14
<b>2 非常時優先業務の概要</b>	
2.1 非常時優先業務の一覧	18
2.2 必要人員	18
<b>3 業務継続のための執行体制の確保</b>	
3.1 災害対策本部の設置	18
3.2 庁舎（執務室）の確保	19
3.3 職員の確保	20
<b>4 業務継続のための執務環境の確保</b>	
4.1 庁舎（執務室）	22
4.2 電力	23
4.3 通信	24
4.4 情報システム	25
4.5 エレベーター・空調	26
4.6 上下水道	28
4.7 執務室内	30
4.8 その他	31

## 地方機関編

<b>1 想定する大規模災害及び被害想定</b>	
1.1 各地域の大規模災害・被害想定	32
<b>2 非常時優先業務の概要</b>	
2.1 非常時優先業務の一覧	35
2.2 必要人員	35
<b>3 業務継続のための執行体制の確保</b>	
3.1 災害対策地方本部の設置	36
3.2 代替庁舎の確保	36
3.3 職員の確保	37
<b>4 業務継続のための執務環境の確保</b>	
4.1 各庁舎の現状	38
4.2 課題及び対策	46

## 1 計画の基本的な考え方

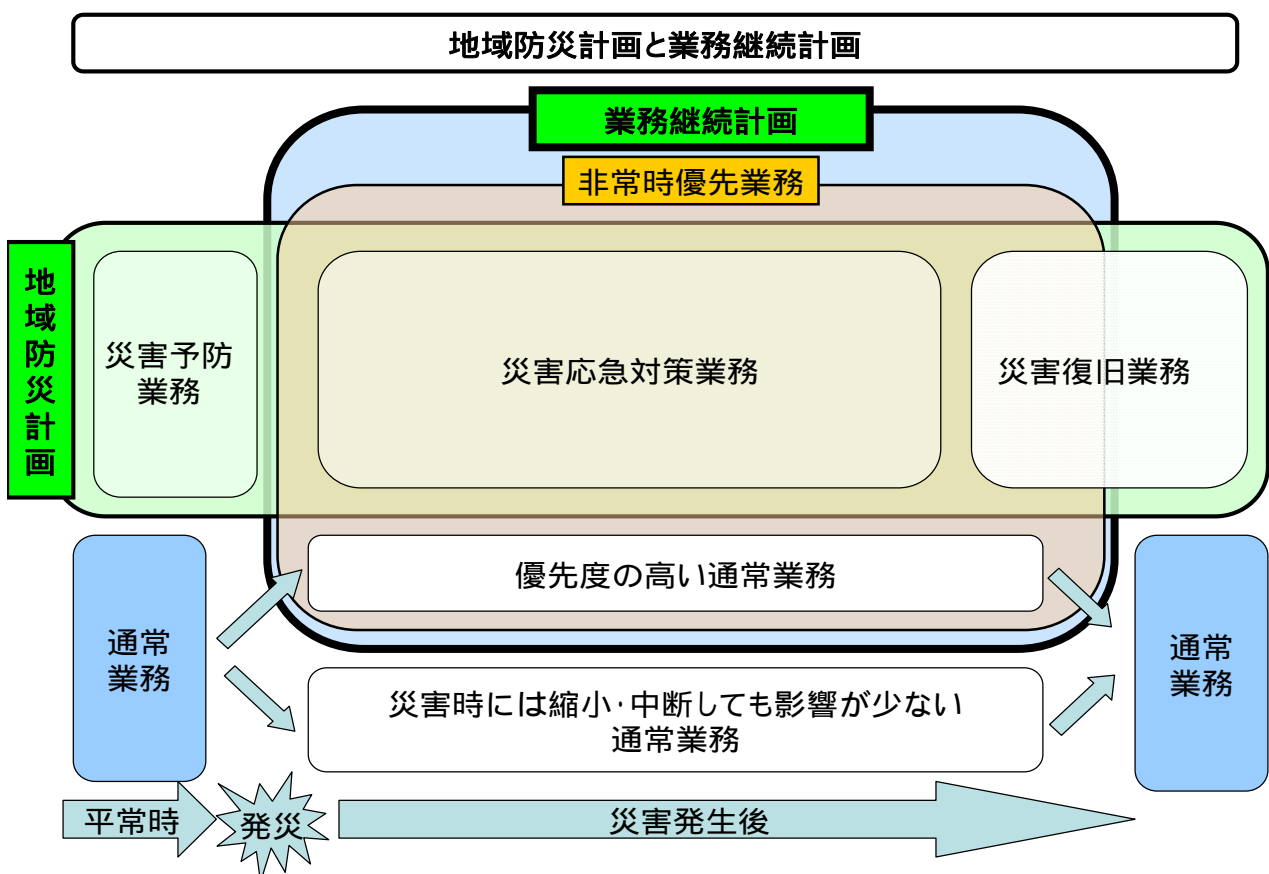
### 1.1 策定趣旨

大規模災害が発生し県の機関が被災した場合でも、限られた人的・物的資源の中で、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするため、業務継続計画を策定する。

### 1.2 基本方針

県は、大規模災害が発生した場合、次の方針に基づき業務継続を実施する。

- (1) 被害の影響を最小限に止めるために、災害応急対策業務と災害復旧業務を最優先に実施する。
- (2) 通常業務については、優先度の高い業務は発災後でも継続して実施するが、それ以外の業務は休止し、支障のない範囲で早期の再開を目指す。
- (3) 非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源は全庁横断的に調整する。



### 1.3 策定範囲

対象部局は、知事部局（地方機関を含む）、教育委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局とする。

## 2 想定する大規模災害及び被害想定

### 2.1 想定する大規模災害

長崎県では、県内における地震等による災害危険性を科学的、総合的に評価し、地震等防災対策上の基礎資料として、長崎県地域防災計画に反映することを目的として長崎県地震等防災アセスメント（平成18年3月）を実施した。

本計画では、この長崎県地震等防災アセスメントにおける被害想定の中から、本庁舎及び地方機関ごとに、それぞれの庁舎が最も被害をうける地震を想定する。

### 2.2 その他の災害への対応

本計画は、地震災害を想定しているが、大水害など県民生活に重大な影響を与える災害が発生した場合には、本計画の内容を準用し対応を図ることとする。

## 3 非常時優先業務の概要

### 3.1 選定基準

「1.2 基本方針（P1）」を踏まえ、県として実施すべき非常時優先業務を次のとおり整理する。

- (1) 非常時優先業務の実施の共通目標として、発災後の時間経過に応じたフェーズ毎に目標を定め、選定基準の一つとする。

フェーズ1（発災～3時間以内）：初動体制確立、被災状況把握、情報発信  
フェーズ2（3時間超～3日以内）：応急活動、市町支援  
フェーズ3（3日超～2週間以内）：災害復旧

- (2) 発災後、一定業務が軌道に乗るまでの2週間以内に着手する業務を対象とし、時系列区分により業務開始目標時間を明示する。
- (3) 主な非常時優先業務及び目標開始時間については次頁「非常時優先業務選定基準表（業務開始目標時間別）」のとおりである。

### 3.2 業務実施体制

非常時優先業務の業務実施体制は、次のとおりとする。

災害応急対策業務及び災害復旧業務は、災害対策本部の体制で実施  
優先度の高い通常業務は、各所属で実施

### 3.3 必要人員

非常時優先業務を遂行するために必要な人数について、発災後の時間経過に応じたフェーズ毎に整理する。

非常時優先業務選定基準表（業務開始目標時間別）

共有意識	主たる活動 選定業務の基本的な考え方	業務開始 目標時間	災害対策本部	優先度の高い通常業務	
			災害応急対策業務 災害復旧業務（応急復旧）		
救命・救助、 避難対策	初動体制確立（被災情報の把握・発信を含む。）  ・全庁的に初動体制の確立に向けた業務に取り組む。	1時間以内	災害・被害情報の収集・伝達 初期消火活動、人命救助、救急医療 災害対策本部体制の確立 災害応急体制の整備（自衛隊等の派遣要請等） 情報発信（二次災害防止・帰宅困難者対策）	県幹部との連絡	
		3時間以内	災害応急体制の整備強化 避難所の開設、被災地への救護所・ボランティアセンターの設置 被災状況調査と応急措置	公印管理	
	応急活動 市町支援  次の点から業務開始目標時間内に着手が求められる業務 ・県民等の生命、身体及び財産に重大な影響が発生する業務 ・他の災害応急対応機関（市町等）の活動に重大な支障が生じる業務 ・災害応急対策・災害復旧業務に不可欠である又は補完する通常業務など	12時間以内	災害救助法の適用 仮設通信設備設置 緊急物資の確保・輸送 避難活動・生活支援活動	救命・救助に必要な指導・行政処分	
		1日以内	避難所外避難者の状況把握 応急活動に係る市町支援 被災建築物応急危険度判定 ボランティアの受入、義援金の受付	応急復旧に必要な指導・行政処分（産業廃棄物許可等） 重要な業務システムの復旧・再開（パスポート等） 社会的重大行事（選挙等）等の延期調整	
		3日以内	災害対策本部組織の見直し再編 道路等公共土木施設等の復旧状況把握 復旧業務開始に係る市町支援（ごみ・瓦礫処理など） 被災者支援（避難者数・内訳把握、健康相談の実施、こころのケアチーム派遣体制整備など） 災害対応に必要な経費の確保に係る業務	相談・問合せ窓口の運営 文書の收受及び発送 財政、予算、出納、会計、審査事務、物品調達 職員の医療相談・健康相談	
	災害復旧	災害復旧 ・状況に応じて対応していく災害復旧業務、優先すべき通常業務など	1週間以内	災害復旧業務開始	各種手当等支給
2週間以内			災害復旧業務本格化	許認可等に関するもの（建設業の許可等）	

## 4 業務継続のための執行体制の確保

### 4.1 発災直後の対応

職員は可能な限り迅速に執行体制の確保に向けて行動を起こす必要がある。

#### (1) 発災直後の職員の行動

##### 【勤務時間内に発災した場合】

来庁者及び本人の安全確保を図り、来庁者を避難誘導する。

##### 具体的な行動

来庁者に対し、頭を防護し近くの机の下等にもぐり込ませるとともに、本人も同様に安全を確保する。

建物の揺れが収まった後、来庁者を庁舎前広場等屋外の指定された場所に誘導し、被害状況がわかるまで一時待機させる。負傷者や閉じ込められた者がいる場合は、救助し、応急手当等を行う。

余裕ある場合に限り、重要書類・データ等を携帯して持ち出す。

##### 【勤務時間外に発災した場合】

本人及び家族の安全確保を図り、(状況に応じて地域の救助活動に従事し、)自主的に登庁する。

##### 具体的な行動

###### 自主登庁の原則

- ・『長崎県職員参集ハンドブック』に基づき、動員の指示を待つことなく、自主的に登庁する。

###### 登庁時の留意事項

###### 〔安全の確認〕

- ・本人及び家族の安全を確認するとともに、火災、道路の損壊等に十分注意しながら登庁する。

###### 〔状況等報告〕

- ・可能な限り速やかに所属長等に安否状況・周辺の被害状況・参集可能時間を電子メール等により報告する。報告が出来なかった場合でも、まず登庁することとし、途中で随時報告を試みる。

###### 〔被災者の救助〕

- ・住居付近や登庁途中において、著しい被害が発生し、負傷者の迅速な救助活動が必要な場合は、その地域の救助活動に従事し、その救助活動終了後に登庁する。

###### 〔登庁の手段〕

- ・交通機関が寸断され、道路事情が悪化した場合は、バイク、自転車、徒歩のいずれかで登庁することとして、原則として、自動車は使用しない。

###### 〔登庁時の携行品〕

- ・登庁に際しては、3日分程度の飲料水、食料、着替え等とともに、季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行に努める。

###### 情報の入手

- ・地震等の災害が発生した際は、テレビ、ラジオ、インターネット等の地

震情報に注意する。なお、被害の規模によっては、災害対策本部から報道機関を通じて職員の召集が行われることがある。

- ・ 停電、家屋の倒壊等で、テレビ、ラジオ等からの地震情報が得られない場合は、周囲の被害状況から災害の規模等を判断（推測）する。

登庁途中における被害状況の把握と報告

- ・ 災害応急対策のために、最新の情報として、登庁途中における被害状況を把握し、登庁後、所属長へ報告する。
- ・ ただし、情報収集が主目的ではないことを認識する。

登庁が困難な場合の対応

- ・ 交通機関の寸断等で登庁が不可能な場合は、最寄りの地方機関に自主登庁し、災害対策本部の指示を受ける。
- ・ 負傷や病気などで登庁が困難な場合は、可能な限り所属長等に報告する。

< 登庁が困難な事由 >

- ・ 本人又は家族等が死亡したとき。
- ・ 本人又は家族等が負傷し、治療又は入院の必要があるとき。
- ・ 本人の住宅又は本人に深く関係する人が被災した場合で、本人が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難しているとき。
- ・ 救命活動に参加する必要性が生じたとき。
- ・ その他これらの事由に類する場合

登庁直後の行動

- ・ 登庁後、直ちに被害状況等を所属長等に報告し、付与された任務につく。

## (2) 執行体制の確保に向けた対応（行動）

火災対応や二次被害の防止

火災への対応や二次被害の防止のため、次の対応をとるものとする。

### 具体的な行動

各庁舎の防火・防災管理者は、在庁者の安全確保及び不安感を除くため次の内容を庁内に周知する。

- ・ 館内の被害状況の情報提供（パニック発生防止のため）
- ・ エレベーターの使用禁止
- ・ 落下物からの身体防護の指示
- ・ 屋外への飛び出しの禁止

自衛消防隊は、火災が発生した場合は直ちに 119 番通報した上で、可能な限り消火活動を行う。

各庁舎の防火・防災管理者は、二次災害防止のため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検等を実施し、異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

各所属は、（本庁の場合は主管課を通じ）負傷者、閉じ込められた者の発生状況、火災等の二次災害の有無、建物構造などの損壊状況、執務室の被災状況を防火・防災管理者に報告する。



## 対応可能職員の状況整理

職員への大きな被害も想定されるが、そうした状況下においても対応可能な職員による臨機応変かつ組織的な行動が求められる。

そのため可能な限り迅速に職員の安否確認・参集状況の把握・指揮命令系統の確立を行う。

### 具体的な行動

勤務時間内に発災した場合、職員は来庁者とともに庁舎前広場等屋外の指定された場所へ一時避難することが想定される。その際は、各所属単位で集合し連絡体制がとれるようにする。

各所属は、速やかに職員の安否確認・参集状況の把握を行い（具体的な方法は P7 参照）本庁は各部主管課、地方機関は災害対策地方本部の総務連絡係を通じて災害対策本部総務対策班へ報告する。

管理職員等が不在の場合は、「4.4(6)指揮命令系統の確立（P9）」の考え方に基づいて職務代理者を決定するなど、組織機能を確保する。

## 執務室等の確保

被災後には、まず執務室の片付け・スペースの確保、情報システム・機器類の復旧作業を行うことが必要となる。

なお、被災後の各所属の執務室については、庁舎の被害状況などを勘案し、必要に応じて再配置を行う。

### 具体的な行動

各庁舎の庁舎管理担当は、庁舎（執務室）が利用可能かどうかの確認・判定を行う。

- ・災害対策本部及び災害対策地方本部の主要庁舎となる本庁舎については、揺れが収まり次第、直ちに行う。

使用可能と判定された庁舎（執務室）については、各庁舎の庁舎管理担当の指示に基づき、執務室、会議室、廊下等の共用部分の片付けを行い、執務スペースを確保する。

各庁舎の被害状況によっては各所属の配置を変更することもあり得る。その場合は、各庁舎の庁舎管理担当の指示に従って対応する。

各庁舎の庁舎管理担当は、停電、ガス供給停止、断水及び通信障害への対応を行う。また、給排水管の損傷等を確認の上、簡易トイレ等を確保する。

災害対策本部情報政策班は、県庁 LAN 等情報システムのネットワーク等の復旧を図る。

## 災害対策本部設置時における幹部職員等の行動

災害対策本部設置時に幹部職員等が直ちにとるべき行動は次のとおりである。

## 具体的な行動

幹部職員は、各部局において、部内の状況を把握し指揮にあたり、災害対策本部の部長は、本部会議の召集があった時は、参集する。

災害対策本部の班長（所属長）は、各所属において、登庁者や状況の把握、対策の決定、人員配置を指揮し、必要に応じて災害対策本部長（知事）へ報告する。また、班員に対し、具体的な任務を指示する。

災害対策本部の連絡員（各部の主管課総括課長補佐）は、所属する課において部内の被害状況等の把握など所定の業務を遂行する。

災害対策本部の情報員（各部2名）のうち、1名は本部室に常駐し、1名は各所属において所定の業務を遂行する。

上記の該当職員がいない場合は、代理の職員を決定し、対応にあたる。

### 4.2 災害対策本部の設置

県内に震度5弱以上の地震が発生あるいは津波警報（津波・大津波）が発表された場合、本庁においては知事を本部長とする災害対策本部を、また、各地方機関においては災害対策地方本部をそれぞれ自動的に設置し、県の組織を挙げて各種災害応急対策を実施する。

### 4.3 庁舎（執務室）等の確保

発災時に非常時優先業務を遂行するため、庁舎及びライフライン等の執務環境に係る施設機能の確保が必要である。

このため、対象となる庁舎ごとの施設機能について、現状や被災による影響、課題を分析のうえ、業務継続のために必要な対策を実施する。

### 4.4 職員の確保

#### (1) 職員の安否確認

災害時における非常時優先業務を円滑に執行するため、発災時には、職員の安否確認を行い、参集可能な職員を把握する。

#### 事前の対応

安否確認等を円滑に行うため、各所属で次の事項を事前に実施しておく。

- ・電話番号（携帯電話を含む。）及び携帯電話メールアドレスを掲載した連絡体制図の作成
- ・当該電話番号及びメールアドレスの各所属職員の携帯電話への登録
- ・災害用伝言板等を用いた情報伝達方法の確認

#### 勤務時間内の対応

所属長は、職員の安否確認を行い、本庁は各部主管課、地方機関は災害対策地方本部の総務連絡係などを通じて災害対策本部総務対策班へ報告する。

また、所属長は、職員の家族の安否確認にも配慮する。

#### 勤務時間外の対応

職員の安否確認を次の手順で行い、本庁は各部主管課、地方機関は災害対策地方本部の総務連絡係などを通じて災害対策本部総務対策班へ報告する。

- ・ 職員の安否状況は、課室単位で確認する。
- ・ 各職員は、本人及び家族の安全を確認した後、速やかに所属長等に安否状況等を電子メール等により報告する。報告ができなかった場合、随時報告を試みる。
- ・ 所属長は、登庁するまでの間、最も早く登庁できる所属職員に対し、本人の安否及び参集可能時間並びに入手した所属職員の情報等を電子メール等により伝達する。また、報告が来ない職員に対しては、本人の安否及び参集の可否等について、連絡を行う。

## (2) 職員の参集

### 自主登庁の原則

勤務時間外に発災した場合、職員は、『長崎県職員参集ハンドブック』に基づき、動員の指示を待つことなく、自主的に登庁しなければならない。(具体的な行動はP4～5参照)

自主登庁の補完措置として、各部等においては、通信連絡が可能な範囲において電話、電子メール等を活用して職員の召集を行うものとし、被害の規模によっては、災害対策本部から報道機関を通じて職員の召集を行う。

### 登庁直後の行動

登庁した職員は、所属へ登庁を報告し、報告を受けた所属長等は、登庁した職員に対し、具体的な任務を付与する。

## (3) 職員の安否情報、配備状況等の伝達

本庁においては、課室単位で確認した安否情報等は、各部主管課へ報告し、各部主管課は、部内の安否情報等を取りまとめ、次の報告時期までにその配備体制等を災害対策本部総務対策班へ報告する。

災害対策地方本部の総務連絡担当も、上記に準じて災害対策本部総務対策班へ報告を行う。

### 【報告時期】

- 各部ごとに最初の登庁者が到着したとき(最初の登庁者が報告)
- 災害対策本部設置から1時間おき(3時間後まで)
- 所定の体制が概ね9割確保されたとき

### 参考：参集職員数の予測に関する条件

各庁舎の近郊に居住する正規職員を対象に、庁舎までの距離を集計  
(交通機関の寸断等により、各職員は最寄りの庁舎へ参集することを想定)

職員は、徒歩(時速4km)で参集

参集率は、発災からの時間経過に応じて下記のとおりとする。

- ・ 発災後1時間：4km圏内の職員のうち6割が参集可能(4割は参集不可)
- ・ 発災後3時間：12km圏内の職員のうち6割が参集可能(4割は参集不可)
- ・ 発災後3日：20km圏内の職員のうち6割が参集可能(4割は参集不可)
- ・ 発災後1ヶ月：全職員の9割が参集可能(1割は参集不可)

#### (4) 必要人員と対応可能職員の調整

必要な人員が大幅に不足する場合、専門職種の確保を含め、その対策が必要となる。

また、発災時においては、要員不足とともに、部局間の職員配置の調整が必要となることから、災害対策本部では動員班、災害対策地方本部においては総務連絡係などがその調整を行う。

##### 【要員確保等の対策】

本庁及び各地方機関での相互の職員の応援による補完  
非常勤嘱託・臨時職員の活用  
国・他自治体等からの応援  
県職員OBの活用

##### 【職員配置調整の考え方】

要員不足については部内で調整を行うことを原則とするが、他部局の応援が必要な場合は、次の事項を示して災害対策本部動員班に要請する。

- ・ 応援を要する期間
- ・ 勤務場所
- ・ 勤務内容
- ・ 応援を要する職種等
- ・ 集合日時、場所及び携行品
- ・ その他必要事項

動員班は、応援要請内容により、必要な配置人員調整を行う。

動員班は、市町から応援要請があった場合は、必要な人員を整理の上、可能な限り動員の措置を講ずる。

災害対策地方本部においては、総務連絡係などが本部における動員班の役割を担い、上記に準じて実施する。

#### (5) 職員の勤務体制

非常時優先業務に従事する場合、業務によっては長時間職場に留まらなければならない職員が発生する。長期間にわたる非常時優先業務を円滑に継続していくためには、職員の健康面に配慮した勤務体制を整備する必要がある。

このため、次の項目に配慮し、勤務体制を整備する。

所属長は、長時間勤務に対する職員の健康面に配慮するため、交代勤務体制とする。

所属長は、職員が帰宅しない日が3日を超えないよう留意する。

所属長及び庁舎管理担当は、職員が休憩、休養、仮眠できるスペースの確保に努める。

#### (6) 指揮命令系統の確立

発災時においても組織機能を維持し、業務を適切に遂行するためには、指揮命令系統の確立が重要であり、幹部職員の不在を想定し、事前に指揮命令系統の確立を整理しておく。

指揮命令系統は、災害応急対策業務については、地域防災計画等に定められた体制とし、優先度の高い通常業務については、通常の指揮命令系統とする。

#### 緊急時の指揮命令権

原則として、指揮命令権者と連絡がとれず指揮命令権者が指示できない場合は、直ちに地域防災計画等に定められた職務代理規定や決裁規程による代決等により対応する。(勤務地に参集できない場合でも、連絡がとれて指示が可能な場合は除く。)

なお、知事不在の場合における職務代行順位については、災害対策本部業務については、地域防災計画に基づき下記のとおりとし、優先度の高い通常業務については、関係規程に基づき対応する。

#### 災害対策本部業務

第1順位	第2順位	第3順位
副知事(所管)	副知事(所管外)	危機管理対策監

副知事については、災害対応(危機管理部)を所管する者を上位とする

## 5 業務継続のための執務環境の確保

発災時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、庁舎や電力、上下水道等執務環境に係る施設機能の確保が必要である。

このため、庁舎ごとの施設機能について、現状や被災による影響、課題を分析のうえ、業務継続のために必要な対策を検討しておく必要がある。

## 6 今後の取組

### 6.1 職員への周知

大規模災害発生時に的確に業務継続計画を実行するためには、平常時から職員がこれを理解し、それぞれが行うべき行動を認識しておく必要がある。このためには、計画の配布のほか職場研修等により行うべき行動を各所属において確認する。

### 6.2 訓練の実施

災害時に行うべき行動ができるよう対応能力の向上を図ることが重要である。このため、職員に対する訓練を定期的の実施し、本計画の実効性を点検・検証していく。

#### < 訓練の例示 >

- ・安否確認訓練、参集訓練
- ・初動対応訓練
- ・他部局との連携訓練 など

### 6.3 マニュアル等の整備

災害時に実施しなければならない業務を確実に実施できるよう、各所属においてマニュアル、チェックリスト等をあらかじめ整備する。

なお、マニュアル等については、他部局等からの応援職員が使用することを想定し、円滑に業務が実施できるようわかりやすく記述する。

### 6.4 市町への支援

業務継続計画に関する情報提供や説明会を必要に応じて実施し、市町の業務継続計画の策定を支援する。

### 6.5 定期的な見直し

本計画は、一定の前提条件に基づき、数々の課題を踏まえて策定したものであることから、最初から完全な対応・体制が構築できるとは限らない。訓練等を通じて計画の実行性等を検討し、把握された問題点や訓練等に基づいて、業務継続体制や計画を見直すなど、計画の持続的な改善を図っていく。

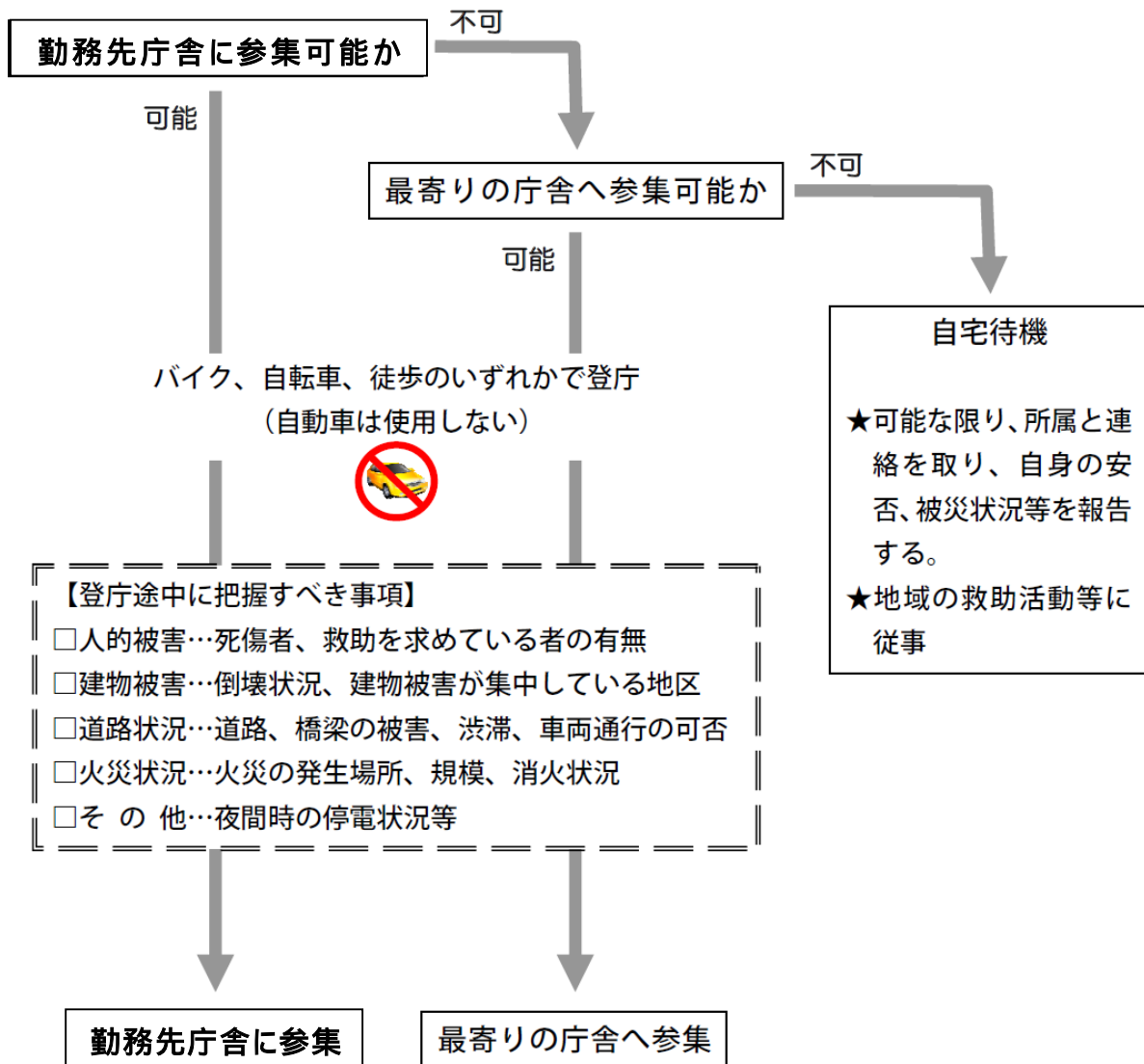
## 大規模地震発生時の参集フロー

### 大規模地震発生

- 自分自身及び家族の安全確認
- 二次災害の防止措置
- テレビ・ラジオ等から災害情報を収集

※津波の恐れがある場合は、直ちに避難

### 所属長へ安否報告



## 1 想定する大規模災害及び被害想定

### 1.1 長崎市内の災害・被害想定

雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動による地震を想定（長崎市の最大震度予測6強）する。

【長崎市の震度予測】（出典：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書（平成18年3月））

想定地震	雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯との連動	島原沖断層群	橘湾西部断層帯	大村 - 諫早北西付近断層帯	布田川・日奈久断層帯	警固断層系
地震規模	M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1	M8.0	M7.2
震度	4～6弱	4～6強	3～5弱	4～6弱	4～6弱	4～5弱	3～4

出典：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書（平成18年3月）

地域		長崎
想定地震		雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯との連動
マグニチュード		M7.7
最大震度		震度6強
建物被害（揺れ）	大破棟数	15,609棟
	中破以上棟数	25,487棟
建物被害（液状化）	大破棟数	68棟
	中破以上棟数	248棟
火災被害（夏5時）	焼失棟数	2,950棟
火災被害（冬18時）	焼失棟数	4,852棟
人的被害（建物）	死者数	981人
	負傷者数	5,282人
	重傷者数	562人
人的被害（斜面）	死者数	168人
人的被害（火災）	死者数	55人
ライフライン（上水道）	断水率	82%
ライフライン（下水道）	被害率	0.5%
ライフライン（電気）	柱被害本数	107本
	停電率	12%
ライフライン（電話）	柱被害本数	99本
	機能支障率	3.7%

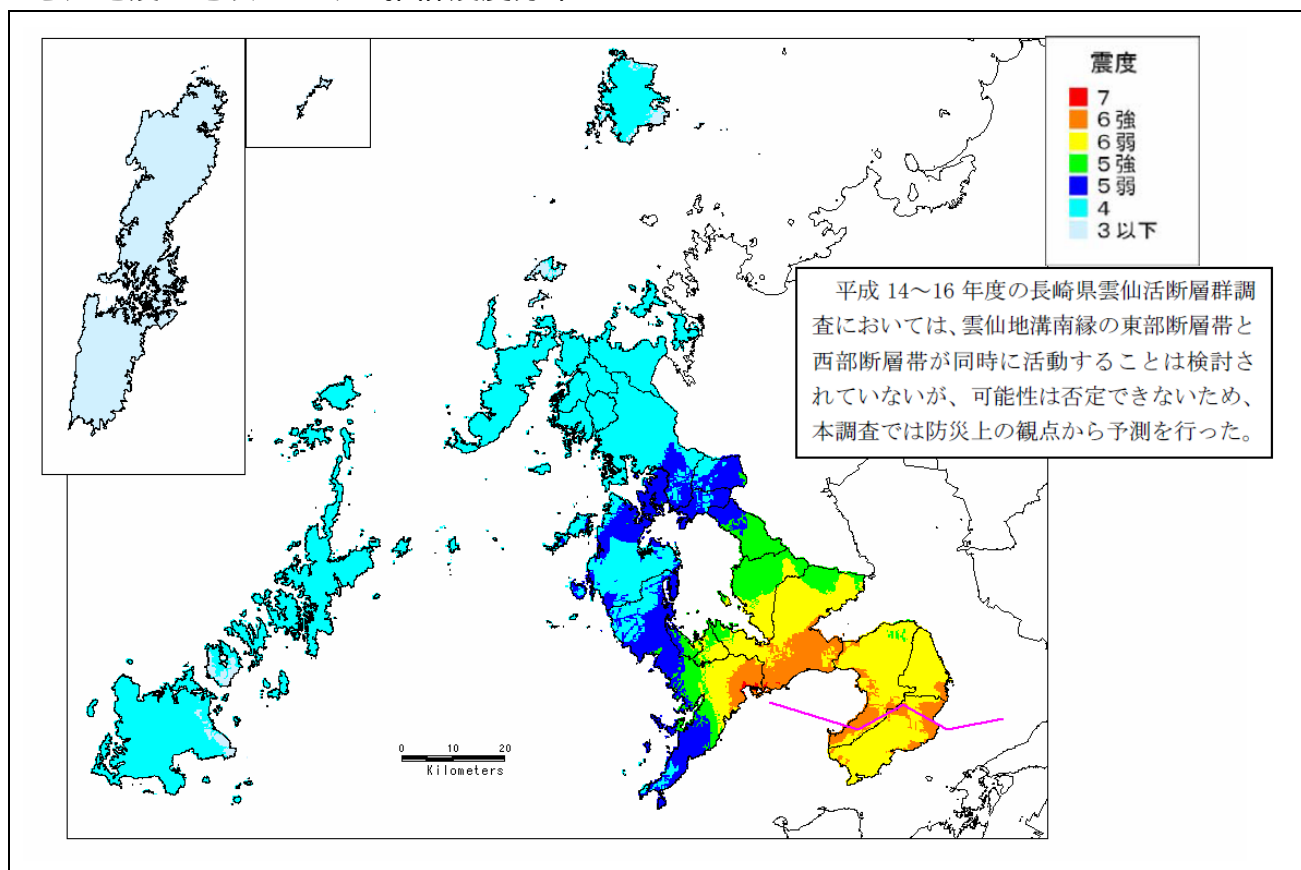
想定する津波被害については、「津波防災地域づくりに関する法律」（以下、「津波法」）に基づく「津波浸水想定（H28.10.31：第2版）」において想定された各市町における最高津波水位とする。



出典：津波法に基づく津波浸水想定（H28.10.31：第2版）

地域	長崎市	
想定地震	南海トラフ ケース5	
津波被害	最高津波水位	4 m
	到達時間	282 分

### 想定地震の地表における推計震度分布



出典：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書（平成 18 年 3 月）

## 1.2 業務継続への影響

### (1) 職員の被害想定

想定地震が発生した場合には、職員自身も被災することを想定して参集可能要員を考える必要がある。想定地震における職員の被害と参集可能要員は、次のとおり想定する。

#### 勤務時間内の場合

職員が勤務する本庁舎は耐震性が確保されており、倒壊又は崩壊する可能性は低いため、発災直後から、本庁舎に勤務している約 1, 8 8 0 人の職員が参集しているものと想定する。

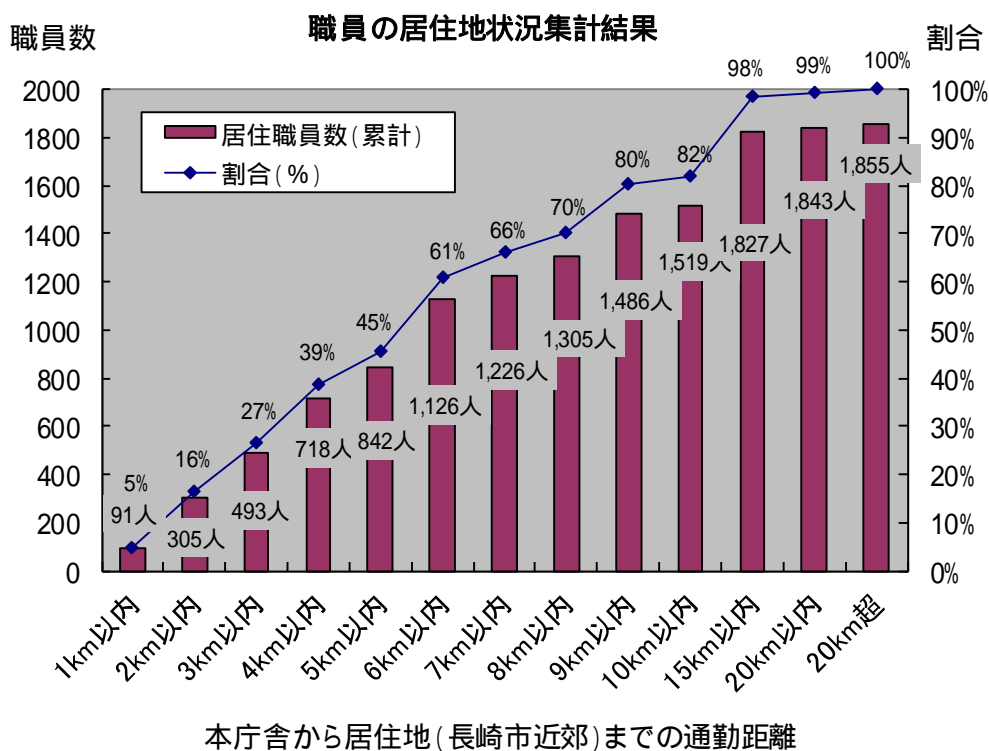
## 勤務時間外の場合

勤務時間外の場合は、職員本人・家族の被災や交通事情等を踏まえた共通編「4.4 参考：参集職員数の予測に関する条件（P8）」により、参集職員数を算出すると以下のとおりとなる。

### 職員の居住状況（H29.10 調査）

勤務時間外に発災した場合の参集職員数を推測するため、長崎市近郊（長崎市・長与町・時津町）に居住する正規職員のうち、災害対策長崎地方本部の組織に属する職員を除いた対象職員（ ）の本庁舎までの通勤距離を集計した。

長崎市近郊以外に居住する職員については、交通機関の寸断等により登庁不可能となり最寄りの地方機関に参集するなどといった状況を想定し、この集計からは除外している。

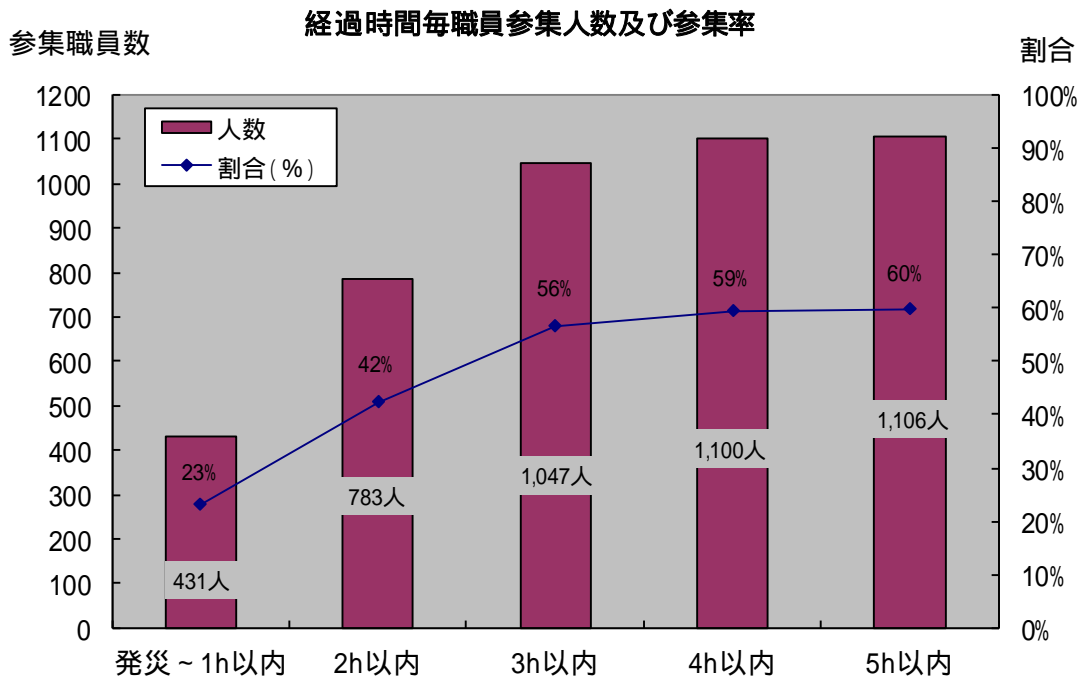


（全体の約4割の職員が4km圏内に、約6割の職員が6km圏内に、また、ほぼ全ての職員が15km圏内に居住している。）

### 経過時間毎の参集職員数及び参集率（予測結果）

発災から経過時間毎に参集職員数を予測した結果は次のとおりとなる。

ただし、徒歩だけではなく、自転車やバイク等で参集する職員もいることが想定されるため、予測よりも短時間により多くの職員の参集が可能となることも想定される。



<経過時間毎の参集職員数>

発災1時間後：対象職員の約2割の職員  
 発災2時間後：対象職員の約4割の職員  
 発災4時間後：対象職員の約6割の職員

(2) 庁舎機能の被害想定

庁舎

本庁舎（平成29年11月竣工）は、新耐震基準で設計され、かつ免震構造となっており、想定震度である震度6強の地震が発生した場合でも大きな損傷を受ける可能性は低い。したがって、発災後も庁舎としての機能を維持することができ、業務継続が可能である。

電力

地震等防災アセスによると、長崎市内の停電率は12%であり、停電する可能性がある。

そのため、電力事業者から本庁舎への電力供給が、発災後から一定期間停止することが想定される。

通信（電話・FAX・防災行政無線）

地震等防災アセスによると、長崎市内の機能支障率は3.7%である。

地震発生後、一般電話は輻輳によりつながりにくい状態となることが想定される。特に発生直後は、ほとんどつながらない可能性もある。

## 情報システム

電子県庁システム(電子メールを含む。)のサーバ等の機器破損の可能性は低い  
が、本庁舎内のネットワーク基盤設備までの回線が切断されることにより、本庁  
舎及び本庁舎以外の機関(振興局等)においてインターネット、電子メールなど  
のシステムを利用が出来ない可能性がある。

## エレベーター・空調

エレベーターは、地震発生時は管制運転機能により最寄の階で自動停止し、乗  
員を降ろすことができるため、閉じ込め事故が発生する可能性は低い  
が、余震の可能性があるので、当面は使用できなくなることが想定される。

空調については、非常用発電設備より電力が確保され、点検後に異常がなけれ  
ば運転は可能である。

## 上下水道

### (上水道)

地震等防災アセスによると、長崎市内の断水率は82%であり、断水の可能性が  
高い。そのため、地震発生後から一定期間、水道事業者から本庁舎への給水が停  
止することが想定される。

### (下水道)

地震等防災アセスによると、長崎市内の下水道管渠の被害率は0.5%となっ  
ており、市の下水道施設が損壊した場合は、排水できないことが想定される。

## 執務室内

本庁舎の躯体及び非構造部材は耐震性を有した設計となっているが、各種設備等  
の応急的な処置が必要になる可能性がある。また、執務室等の備品、書類等が散乱  
することも想定される。

## 2 非常時優先業務の概要

### 2.1 非常時優先業務の一覧

主な非常時優先業務及び目標開始時間については共通編に記載の「非常時優先業務選定基準表（業務開始目標時間別）」のとおりである。

本庁における非常時優先業務は、別添資料「大規模地震発生時の非常時優先業務一覧」に記載のとおり。

### 2.2 必要人員

非常時優先業務を遂行するために必要な人数は、発災後 3 時間以内では 620 人、発災後 1 日以内では 800 人、発災後 3 日以内では 870 人、発災後 1 週間以内では 920 人となる。

【非常時優先業務の目標開始時間ごと必要人員数】 (単位：人)

	1 時間	3 時間	12 時間	1 日	3 日	1 週間	2 週間
災害対策本部の業務	470	580	620	700	720	710	690
優先度の高い通常業務	10	40	50	100	150	210	230
計（必要人員）	480	620	670	800	870	920	920

必要人員数は、10 人単位に切り上げ

## 3 業務継続のための執行体制の確保

### 3.1 災害対策本部の設置

#### (1) 設置場所等

災害対策本部が設置されたときは本部室を行政棟 3 階の災害対策本部室に置くとともに、本部室に総務対策班のほか、他の本部等から派遣された連絡員及び情報員を常駐させることが県地域防災計画に規定されている。

#### 【各部連絡員の活動内容】

各部の連絡員は原則として各部の主管課総括課長補佐をもって充て、所属する課において次の活動を行う。

- ・ 本部長（知事）からの命令、指示、伝達事項等を所管部長に報告
- ・ 部内の被害状況、活動状況等を把握し、直接又は情報員を通じて総務対策班に報告
- ・ 部内の災害対策についての連絡調整

#### 【各部情報員（各部 2 名）の活動内容】

本部室に 1 名、所属する課に 1 名配置し次の活動を行う。

- ・ 所管部にかかる災害情報、被災状況等を総務対策班に報告
- ・ 本部の情報を所管部に伝達
- ・ 連絡員を補佐し、総務対策班及び部内各班の連絡調整

## (2) 総務対策班の対応

### 防災対策室に勤務する職員

勤務時間外に発災した場合、防災対策室に勤務する職員は、危機管理部職員の招集、危機管理部職員が参集するまでの間の各種情報の受信、伝達等の初動対応を実施する。

### 危機管理部（総務対策班）職員

危機管理部職員は、登庁後直ちに災害対策本部室に参集し、防災対策室に勤務する職員から引継ぎを受け、災害対策本部要員として災害対策本部の設営（通信施設等の点検）情報収集や応急対応等の初動活動にあたるとともに、第1回本部会議の開催準備などを行う。

## (3) 本部会議の開催・運営

各種災害情報の共有、災害応急対策方針の決定、各部の活動の総合調整を行うため、地震発生後約1時間を目途に第1回本部会議を開催することとする。

また、当分の間は毎日定例的に本部会議を開催できるように総務対策班が調整を行う。

### <本部会議の構成員>

本部長：知事

副本部長：副知事

本部員：危機管理対策監、各部の部長および局長、出納局・交通局の長、教育長及び警察本部長

## 3.2 庁舎（執務室）の確保

### (1) 災害対策に従事する各部門の活動スペース

行政棟3階の災害対策本部室に隣接する会議室を国、自衛隊、警察機関、消防機関等の活動スペースとし、災害対策本部との情報共有及び連携の緊密化を図る。

災害対策本部各班については、原則としてそれぞれの執務エリアで非常時優先業務を行うこととするが、不足する場合は庁内の会議室を確保のうえ業務を行う。その際、会議室の確保、調整は災害対策本部管財班が行う。

### (2) 代替庁舎の確保

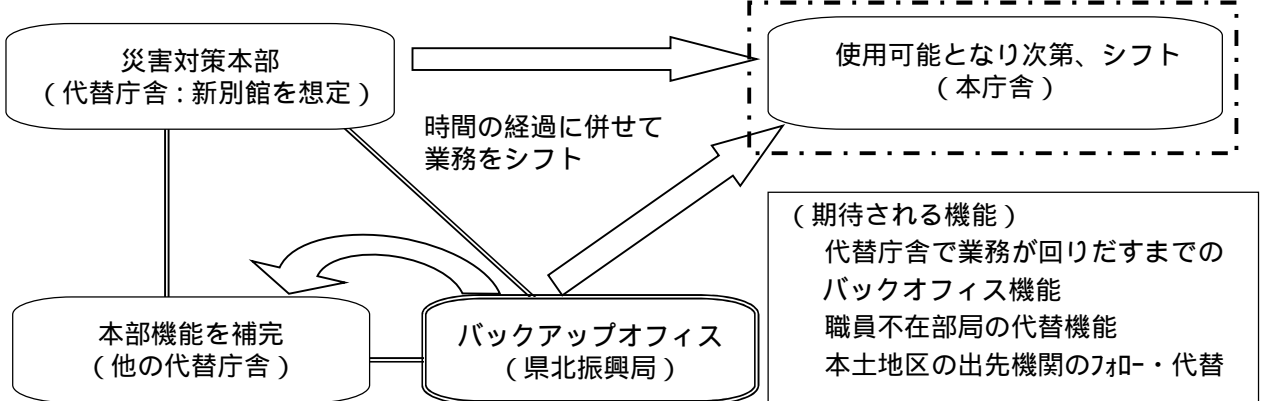
本庁舎は、新耐震基準で設計され、かつ免震構造となっていることや津波に対する安全性も確保されていることから、想定される震度や津波が発生した場合でも大きな被害を受ける可能性は低い。

したがって、発災後も庁舎としての機能を維持することが可能であるが、不測の事態により本庁舎を使用できない場合の代替庁舎は、新別館を第一候補とするとともに、他の県有施設も活用することとする。

### (3) 県北振興局の活用

代替庁舎で業務を行うこととなった場合、業務執行体制を整えるまでには、相当の時間がかかることが想定される。よって、それまでの間は、想定地震において被害が少ない県北振興局に非常時優先業務の一部を担わせる。

< 本庁舎使用不可の場合の非常時優先業務執行体制のイメージ >



### 3.3 職員の確保

#### (1) 参集職員数及び必要人員との差

想定される状況

非常時優先業務に必要な人員と被災後の対応可能職員（参集職員）について、勤務時間内に発災した場合と勤務時間外に発災した場合は次のとおりとなる。

【非常時優先業務に係る必要人員と参集職員にかかる試算結果】

(単位：人)

		1時間	3時間	12時間	1日	3日	1週間	2週間
非常時 優先業務	災害対策本部の業務	470	580	620	700	720	710	690
	優先度の高い通常業務	10	40	50	100	150	210	230
	計（必要人員）	480	620	670	800	870	920	920

#### 勤務時間内に発災した場合

参集職員数	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,320	1,320
人員充足率 /	392%	303%	281%	235%	216%	143%	143%

3日目以降については、職員のローテーションでの一時帰宅を見込む

#### 勤務時間外に発災した場合

参集職員数	430	1,050	1,110	1,110	1,110	1,110	1,300
人員充足率 /	90%	169%	166%	139%	128%	121%	141%

必要人員はほぼ充足する試算結果であるが、  
試算を下回る状況も想定する必要がある。

## 必要人員が不足する場合の対応

不測の事態により必要な人員が大幅に不足する場合は、専門職種の確保を含め、その対策が必要となる。

特に、勤務時間外に発災した場合は、必要人員はほぼ確保される試算となったが、試算を下回る参集状況も想定する必要がある。

### 【要員確保等の対策】

- 被害が軽微な地方機関職員の応援
- 非常勤嘱託・臨時職員の活用
- 国・他自治体等からの応援
- 県職員OBの活用
- 県北振興局における非常時優先業務の一部実施

## 職員配置の調整

発災時においては、要員不足とともに、部局間の職員配置の調整が必要となることから、災害対策本部動員班（人事課・新行政推進室）がその調整を行う。

### 【職員配置調整の考え方】

動員班は、勤務時間内に発災した場合、対応可能職員数の見込みが立たない部局が想定されることから、その際の配置を事前に整理する。

要員不足については部内で調整を行うことを原則とするが、他部局の応援が必要な場合は、次の事項を示して災害対策本部動員班に要請する。

- ・ 応援を要する期間
- ・ 勤務場所
- ・ 勤務内容
- ・ 応援を要する職種等
- ・ 集合日時、場所及び携行品
- ・ その他必要事項

動員班は、応援要請内容により、必要な配置人員調整を行う。

動員班は、市町から応援要請があった場合は、必要な人員を整理の上、可能な限り動員の措置を講ずる。



## 4 業務継続のための執務環境の確保

### 4.1 庁舎（執務室）

被害想定	
・ 本庁舎（行政棟・議会棟）は継続して使用可能と想定	

#### (1) 現状

平成29年11月に竣工した本庁舎は、新耐震基準で設計され、免震設備も備わっているため、地震の影響を抑えることができ、大きな損傷等が発生する危険性は低い。

#### (2) 課題及び対策

課題	建物の躯体及び非構造部材は耐震性を有しているが、設備や建具等の応急的な処置が必要となる場合も考えられる。 二次災害を防止するため、庁舎の被災状況確認及び執務室内の点検が必要となる。
対策	設備や建具等の応急的な処置が必要となった場合には、管財課職員及び中央監視室業務員等によりすみやかに対応する。 発災後、速やかに管財課及び建築課技術職員による庁舎の点検を実施し、安全性の確認を行う。

#### (3) 発災時の対応手順

<p><b>庁舎被災状況の確認</b></p> <p>災害対策本部管財班は、発災後速やかに本庁舎の被災状況を確認する。 建築物の確認にあたっては、被災建築物応急危険度判定士の資格を有する職員、設備にあつては保安全管理に従事する職員が行うものとする。</p> <p>災害対策本部管財班は、確認結果を災害対策本部へ報告するとともに、庁舎利用上の注意事項について庁内へ周知する。</p> <p>庁舎又は敷地内の危険箇所には立入禁止の措置を施し、その旨明示する。</p>
---

## 4.2 電力

被害想定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災後 72 時間（ 3 日間 ）は外部からの電源供給はないと想定</li> </ul>

### (1) 現状

本庁舎の受電系統は 3 系統であり、2 階の受変電室の受電盤に引き込まれ、各階へ配電している。

被災により、外部からの電源供給がストップした場合には、非常用発電設備が直ちに起動し電源を確保するが、照明や空調の一部の使用が制限される場合がある。

#### 【本庁舎における非常用発電設備の状況】

項目	非常用設備用
発電量	2,000KVA
持続時間	72 時間以上（ A 重油のみで運転した場合 ）
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 重油 燃料小出層 1,950L</li> <li>地下タンク 30,000L × 2 基</li> <li>・ 都市ガス</li> </ul>
冷却方式	自己空冷式
供給範囲	行政棟、議会棟、駐車場棟のほぼ全て

非常用発電設備は、都市ガスが供給されている場合は、最長 250 時間の連続運転が可能。

### (2) 課題及び対策

課題	都市ガスの供給が遮断された場合は、A 重油を貯蔵するタンクの容量が限られているため、停電の長期化が予想される場合の対応が必要となる。
対策	事前に石油販売事業者等と災害時における優先供給に関する協定等により、A 重油の確保について、担保しておくものとする。

### (3) 発災時の対応手順

<p>発災後、非常用電源設備により電力を供給することとなった際は、照明の照度や空調の稼働を制御し、電力消費の抑制を図るよう中央監視室へ指示する。</p> <p>必要に応じて、非常用発電設備用の A 重油の供給を要請する。</p>
--

### 4.3 通信

被害想定
・ 一般回線は、輻輳によりつながりにくくなると想定

#### (1) 現状

本庁舎の電話交換機へ電話回線と防災無線が集約されており、この電話交換機を経由して個々の電話機へ接続してある。

これらの電話機から操作を行い、有線電話及び防災無線による通信を行っている。  
災害時優先回線は、95回線を確保している。

#### (2) 課題及び対策

課題	災害時における関係機関との連絡の際、一般回線ではつながりにくい状況となる。
対策	国や市町、防災関係機関との連絡は、防災行政無線や国との専用通信回線を活用する。 電話回線が全面的に遮断された場合に備えて、衛星回線機器の確保を担保しておくものとする。

#### (3) 発災時の対応手順

<p><b>通信の確保</b> 電話通信事業者に対し、優先的な復旧を要請する。 必要に応じて、衛星回線機器による通信を確保する。</p>
--

#### 4.4 情報システム

被害想定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災により、本庁 - ネットワーク基盤設置場所間の回線が切断と想定</li> </ul>

##### (1) 現状

スマート県庁推進課が所管するサーバ等については、本庁舎及び耐震性を有するハウジング先に設置しており、機器類が使用不能となる可能性は極めて低いですが、振動等による機器障害、データ破損・喪失などが想定される。また、本庁舎とハウジング先を結ぶ回線切断により、業務継続に必要な情報システムインフラが使用不能となる可能性がある。

スマート県庁推進課が所管する電子県庁システムや基幹システム（財務会計・給与・予算編成）及び税務システムにおいては、ハウジング先等に重要データ等のバックアップ対策をとっている。

##### (2) 課題及び対策

課題	<p>回線が切断すると、業務継続に必要な機能（メール送受信、共有フォルダでのデータ管理等）やネットワーク環境（県庁 LAN、LGWAN 及びインターネット）が使用できなくなる。</p> <p>切断箇所がハウジング先 - 本庁舎間のみである場合、ネットワークを利用できない影響を直接受けるのは本庁職員であるが、本庁 - 地方機関間によるメール等の連絡手段も途絶えることとなる。</p> <p>スマート県庁推進課以外が所管・管理するシステム（サーバ等）については、各所管課において、機器障害や回線切断等の対策を講じる必要がある。</p>
対策	<p>特定の職員の有無や庁舎の状況に左右されることなく確保できるように、県庁 LAN や LGWAN などの広域の情報通信網の拠点設備やインターネット接続機器等、サービス提供が持続可能な体制を継続する。</p> <p>各所属の所管するシステムにおいては、各所属でバックアップの実施及び復旧手順整備など、業務継続性の確保に努める。</p>

##### (3) 発災時の対応手順

- ・ 速やかに情報システムインフラの稼動状況を確認する。
- ・ 切断した回線等のネットワーク等の復旧を図る。

#### 4.5 エレベーター・空調

被 害 想 定
・ 発災後 7 2 時間 ( 3 日間 ) は外部からの電源供給はないと想定

##### (1) 現状

###### エレベーター

本庁舎においては、行政棟に 6 基、議会棟に 2 基、駐車場棟に 1 基エレベーターが設置されている。

地震を起因とする停電時には、非常用発電設備(エレベーター稼動電力も含まれている)が設置されており、点検後に異常がなければ稼動は可能である。

しかしながら、以下の課題に掲げる理由から原則として使用禁止とする。

###### 【本庁舎(行政棟)のエレベーター機能】

項 目	1 ~ 2 号機	3 ~ 4 号機	5 号機	6 号機
製 造 者	三菱電機	三菱電機	フジテック	フジテック
停 止 階	1 ~ 7 階	1 ~ 8 階	1 ~ 2 階	1 ~ 8 階
定 員	24 人	24 人	24 人	33 人
積 載 荷 重	1,600kg	1,600kg	1,600kg	2,200kg
速 度	90m/分	90m/分	45 m/分	90m/分
地震時管制運転				

###### 【本庁舎(議会棟・駐車場棟)のエレベーター機能】

項 目	議会棟 1 号機	議会棟 2 号機	駐車場棟
製 造 者	三菱電機	三菱電機	フジテック
停 止 階	1 ~ 5 階	1 ~ 5 階	R1 ~ 3 階
定 員	15 人	15 人	15 人
積 載 荷 重	1,000kg	1,000kg	1,000kg
速 度	90m/分	90m/分	60m/分
地震時管制運転			

###### 空調機

本庁舎の空調設備は電気とガスの併用方式を採用しており、全館空調設備とパッケージ型空調機が設置されている。災害時は災害対策本部等の重要室は 24 時間空調を行う。

地震を起因とする停電時には、非常用発電設備より電力を供給でき、点検後に異常がなければ運転は可能である。

## (2) 課題及び対策

課題	本震以降も相当程度強い余震が当分の間継続することが予想される。
対策	<p>エレベーターに地震時管制運転（自動停止し最寄の階下まで下降しドアが開く機能）機能はついているものの、頻繁な余震が想定されるため、機材の搬入及び急病人の搬送などを除いて、原則使用禁止とする。</p> <p>空調設備の停止を確認し、熱源付帯設備や配管類も含む設備一式の点検が完了するまでは空調設備のブレーカーを切る。</p> <p>庁舎全体の冷温水管、ドレン管を点検し水漏れが発見された場合は配管の水抜き等の水漏れ応急措置を行う。</p>

## (3) 発災時の対応手順

<p><b>エレベーターの点検</b></p> <p>災害対策本部管財班は、発災後速やかに点検業者へ連絡し、エレベーターの使用における安全性について、問題がないか確認を行う。</p> <p>安全性に問題がなければ、各階のエレベータードアに「緊急時等を除き使用禁止」の旨を明示するとともに、庁内へ周知する。</p> <p><b>空調機の点検</b></p> <p>災害対策本部管財班は、発災後速やかに中央監視室の業務員へ連絡し、空調機について点検し使用の可否について判断する。</p> <p>また、空調設備の保守点検業者へ連絡し、点検を依頼する。</p> <p>空調設備、熱源付帯設備や配管類も含む設備一式の点検が完了するまでは空調稼働しないものとする。</p>
--

## 4.6 上下水道

被害想定
・ 発災後 72 時間（3 日間）は断水と想定

### (1) 現状

#### （給水設備）

上水は行政棟 2 階の上水受水槽に貯留後、各所へ加圧給水ポンプで供給するとともに、中水・雨水・井水を雑用水受水槽に貯留し、トイレ洗浄等に利用している。

災害時における上水については、上水受水槽の残留水（4 日以上）のほか、井水の利用も可能である。雑用水については、雑用受水槽の残留水（4 日以上）のほか、冷却塔補給水も利用でき、さらに汚水を中水設備で処理し再利用できる。

#### （下水排水設備）

建物内は汚水、雑排水、厨房排水、雨水を分流している。下水本管まではマンホールポンプを設置している。

#### 災害時の上水、雑用水、下水排水について

- ・ 飲料水：4 日以上を確保（上水受水槽の残量を利用）
- ・ 雑用水：4 日以上を確保（雑用受水槽の残量、雨水、中水、井水を利用）
- ・ 排水：7 日以上を貯留（湧水槽を転用し貯留）

上下水道設備は、地震による停電時も非常用発電設備より電力が供給されるため、点検後に異常がなければ設備の運転は可能である。

### (2) 課題及び対策

課題	断水が 5 日以上続いた場合の上水（飲料水、トイレ洗面水）の供給停止。 下水の断絶が 7 日以上続いた場合の汚水排水の停止
対策	上水受水槽の残留水が無くなった場合は、すみやかに井水を利用できるように備えておく。 汚水を中水設備で循環させて汚水を処理する。

### (3) 発災時の対応手順

#### **上水、雑用水、汚水**

災害対策本部管財班は、漏水による二次被害を防止するため、発災直後から給排水管の健全性が確認されるまでは給排水を停止し、その旨庁内へ周知する。

発災後速やかに給配水管を含む給排水設備の被災状況を確認し、上水、雑用水、汚水設備に問題がなければ順次設備を再開する。

断水が復旧後、給水の供給が再開できるよう措置を講じておくものとする。

#### **仮設トイレ**

災害対策本部管財班は、必要に応じ協定書に基づきリース事業者へ仮設トイレの手配を要請する。



#### 4.7 執務室内

被害想定	
・ 机上のパソコン等の落下及び備品やファイル類等の散乱が発生すると想定	

##### (1) 現状

執務室内の机上パソコン等の落下及び備品やファイル類等の散乱が発生すると、片付けに多くの人数と時間を要する。

##### (2) 課題及び対策

課題	発災直後に建物が使用可能と判断が行われた場合、散乱したファイル等の片付けに所要時間を要するため、初動体制への着手が遅延し、迅速な業務遂行の妨げとなることが懸念される。
対策	高所にファイルや備品等を置かないよう周知徹底する。 また、デスクトップ型パソコン、テレビ類なども固定化のための措置を徹底する。

##### (3) 発災時の対応手順

<p><b>執務環境の確保</b></p> <p>執務室に所属する職員(災害対策本部業務に配備される職員等を除く)は、散乱したファイル類等を整理し、執務環境を整える。</p> <p>必要に応じ主管課に連絡し、資機材の提供や応援を要請する。</p> <p>各部局の主管課は、部局内の執務エリアの被災状況を確認し、取りまとめの上、災害対策本部管財班へ連絡する。</p> <p>災害対策本部管財班は、他課の応援を得て会議室や共用スペース等の片付けを行う。</p>
--

#### 4.8 その他

被害想定	
・ 非常時優先業務に従事する職員用の食糧の調達が困難になると想定	

##### (1) 現状

災害時における職員用の食糧等は一部職員分しか備蓄されていない。

##### (2) 課題及び対策

課題	「長崎県職員参集ハンドブック」において、登庁に際しては、3日分程度の飲料水、食糧、着替え等とともに、季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行に努めるとされているが、本庁舎には、災害対策本部室において初動対応に従事する職員250名の3日分の食糧等しか備蓄を予定しておらず、勤務時間内に発災した場合には、非常時優先業務に従事する全職員用の食糧等の確保が困難になる。
対策	職員生活協同組合等に対し災害時における食糧等の確保・供給について協力を要請する。

## 1 想定する大規模災害及び被害想定

### 1.1 各地域の大規模災害・被害想定

想定する災害は、大規模災害時に各地域に設置される災害対策地方本部の拠点となる各地方機関の所在地に大きな被害をもたらすと予想される地震を想定する。

地域	庁舎	所在地
長 崎	長崎振興局	長崎市
県 央	県央振興局	諫早市
島 原	島原振興局	島原市
県 北	県北振興局	佐世保市
五 島	五島振興局	五島市
上五島	上五島支所	新上五島町
壱 岐	壱岐振興局	壱岐市
対 馬	対馬振興局	対馬市

各庁舎が最も被害を受ける災害として、長崎県地震等防災アセスメント調査報告書（平成 18 年 3 月）の中から次表に掲げる地震による被害を想定した。

出典：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書（平成 18 年 3 月）

地 域		長 崎	県 央	島 原	県 北
想定地震		雲仙地溝南縁東部断層帯 と西部断層帯との運動	雲仙地溝南縁東部断層帯 と西部断層帯との運動	雲仙地溝北縁 断層帯	直下型
マグニチュード		M7.7	M7.7	M7.3	M6.9
最大震度		震度 6 強	震度 6 強	震度 6 強	震度 6 強
建物被害（揺れ）	大破棟数	15,609 棟	7,346 棟	3,359 棟	6,006 棟
	中破以上棟数	25,487 棟	11,130 棟	5,810 棟	18,232 棟
建物被害（液状化）	大破棟数	68 棟	61 棟	36 棟	-
	中破以上棟数	248 棟	208 棟	130 棟	-
火災被害（夏 5 時）	焼失棟数	2,950 棟	870 棟	1,108 棟	-
火災被害（冬 18 時）	焼失棟数	4,852 棟	1,544 棟	1,594 棟	-
人的被害（建物）	死者数	981 人	478 人	96 人	862 人
	負傷者数	5,282 人	1,704 人	737 人	3,772 人
	重傷者数	562 人	181 人	73 人	512 人
人的被害（斜面）	死者数	168 人	71 人	9 人	-
人的被害（火災）	死者数	55 人	17 人	20 人	-
ライフライン（上水道）	断水率	82%	79%	69%	-
ライフライン（下水道）	被害率	0.5%	1.3%	-	-
ライフライン（電気）	柱被害本数	107 本	161 本	50 本	-
	停電率	12%	17%	8.2%	-
ライフライン（電話）	柱被害本数	99 本	127 本	38 本	-
	機能支障率	3.7%	8.6%	8.2%	-

出典：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書（平成 18 年 3 月）

地 域		五 島	壱 岐	対 馬	上五島
想定地震		直下型	直下型	直下型	直下型
マグニチュード		M6.9	M6.9	M6.9	M6.9
最大震度		震度 6 強	震度 6 強	震度 6 強	震度 6 強
建物被害（揺れ）	大破棟数	2,064 棟	1,675 棟	1,249 棟	1,637 棟
	中破以上棟数	4,063 棟	3,767 棟	2,332 棟	3,068 棟
建物被害(液状化)	大破棟数	-	-	-	-
	中破以上棟数	-	-	-	-
火災被害(夏 5 時)	焼失棟数	-	-	-	-
火災被害(冬 18 時)	焼失棟数	-	-	-	-
人的被害(建物)	死者数	42 人	11 人	40 人	29 人
	負傷者数	561 人	530 人	364 人	322 人
	重傷者数	65 人	65 人	44 人	32 人
人的被害(斜面)	死者数	-	-	-	-
人的被害(火災)	死者数	-	-	-	-
ライフライン(上水道)	断水率	-	-	-	-
ライフライン(下水道)	被害率	-	-	-	-
ライフライン(電気)	柱被害本数	-	-	-	-
	停電率	-	-	-	-
ライフライン(電話)	柱被害本数	-	-	-	-
	機能支障率	-	-	-	-

長崎県地震等防災アセスメント調査報告書(平成 18 年 3 月)における直下型地震の被害想定は建物被害および人的被害(建物)のみである。

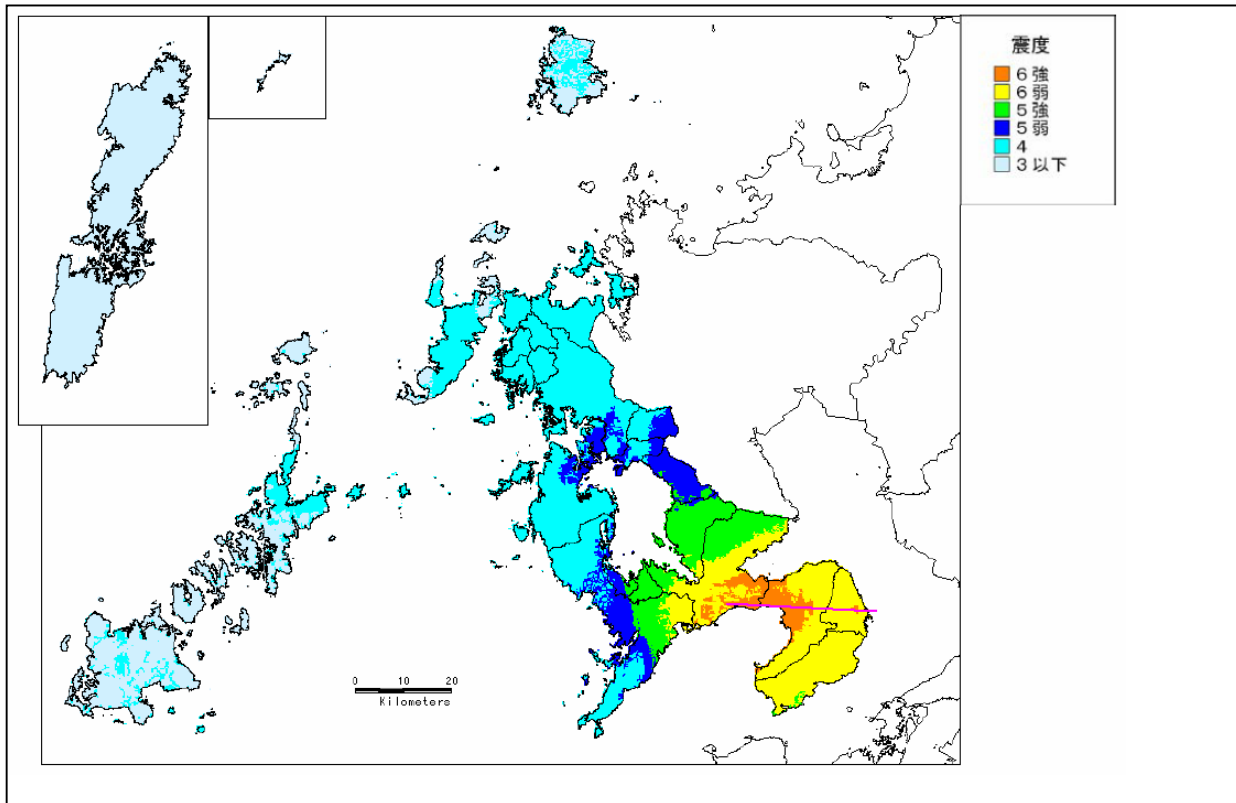
想定する津波被害については、本庁編と同様に「津波法」に基づく「津波浸水想定（H28.10.31：第 2 版）」において想定された各市町における最高津波水位とする。

出典：津波法に基づく津波浸水想定（H28.10.31：第 2 版）

地 域		長 崎	県 央	島 原	県 北
想定地震		南海トラフ ケース 5	雲山地溝南縁東部断層帯 と西部断層帯との運動	雲山地溝南縁東部断層帯 と西部断層帯との運動	西山断層および北方延長部 の断層大すべり左側
津波被害	最高津波水位	4 m	5 m	7 m	4 m
	到達時間	282 分	8 分	5 分	82 分

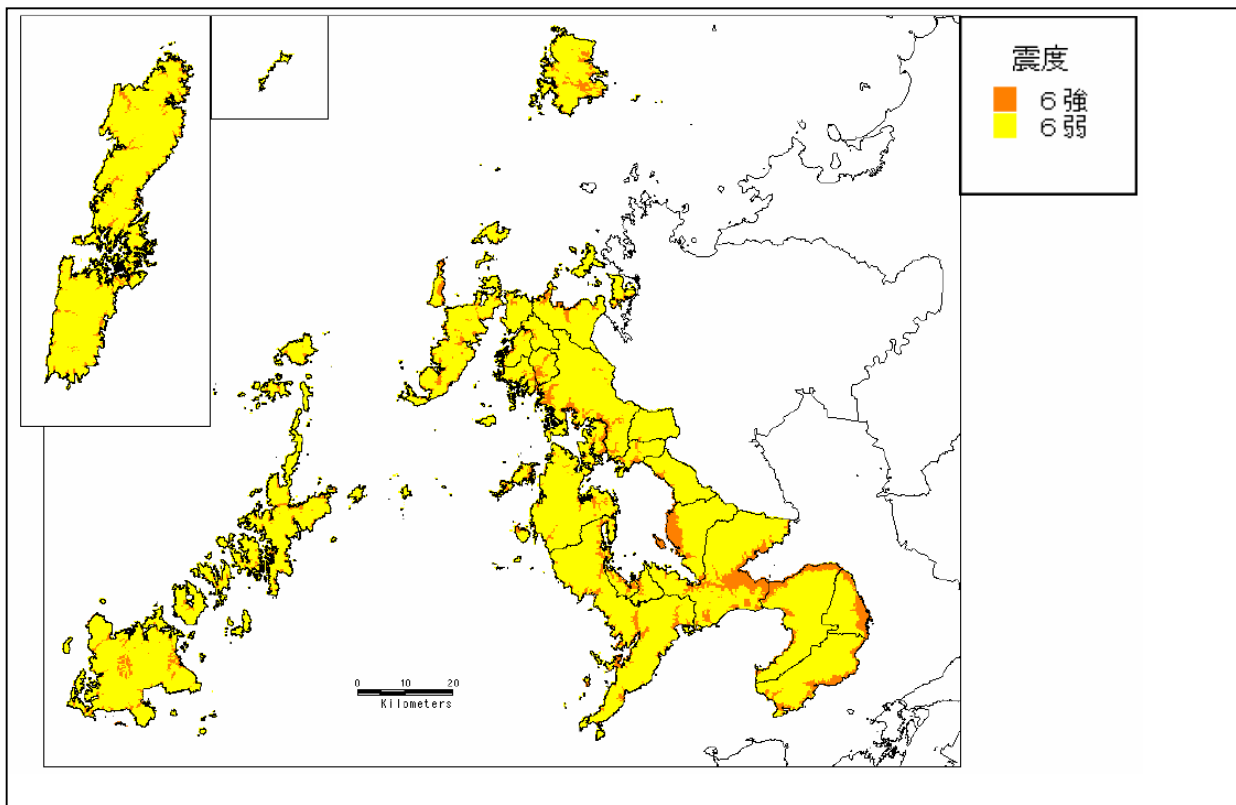
地 域		五 島	壱 岐	対馬	上五島
想定地震		南海トラフ ケース 11	西山断層および北方延長部 の断層大すべり左側	対馬海峽東の断層	対馬海峽東の断層
津波被害	最高津波水位	3 m	7 m	5 m	3 m
	到達時間	147 分	37 分	71 分	169 分

想定地震の地表における推計震度分布（雲仙地溝北縁断層帯）



出典：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書（平成 18 年 3 月）

想定地震の地表における推計震度分布（県内全域で M6.9 の地震を想定した場合）



出典：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書（平成 18 年 3 月）

## 2 非常時優先業務の概要

### 2.1 非常時優先業務の一覧

主な非常時優先業務及び目標開始時間については共通編に掲載の「非常時優先業務選定基準表（業務開始目標時間別）」のとおり。

当該基準表に基づく各地方機関における非常時優先業務は、別添資料「大規模地震発生時の非常時優先業務一覧」に記載のとおり。

### 2.2 必要人員

各地方機関における非常時優先業務を遂行するための必要人員数は、次表のとおり。

【非常時優先業務の目標開始時間ごと必要人員数】

（単位：人）

地域	業務区分	1時間	3時間	12時間	1日	3日	1週間	2週間
長崎	災害対策地方本部業務	150	180	190	200	200	210	190
	優先度の高い通常業務	-	50	60	60	90	110	120
	計	150	230	250	260	290	320	310
県央	災害対策地方本部業務	170	260	280	300	330	300	300
	優先度の高い通常業務	-	60	70	90	130	160	170
	計	170	320	350	390	460	460	470
島原	災害対策地方本部業務	70	90	120	140	150	140	140
	優先度の高い通常業務	-	30	30	40	60	70	70
	計	70	120	150	180	210	210	210
県北	災害対策地方本部業務	110	150	180	200	210	200	200
	優先度の高い通常業務	-	40	40	50	70	110	120
	計	110	190	220	250	280	310	320
五島	災害対策地方本部業務	20	40	60	80	80	80	70
	優先度の高い通常業務	-	10	10	10	10	10	50
	計	20	50	70	90	90	90	120
上五島	災害対策地方本部業務	30	30	30	30	30	30	30
	優先度の高い通常業務	-	10	10	10	10	20	30
	計	30	40	40	40	40	50	60
吉岐	災害対策地方本部業務	50	60	60	60	60	50	50
	優先度の高い通常業務	-	10	10	10	20	20	20
	計	50	70	70	70	80	70	70
対馬	災害対策地方本部業務	70	80	80	90	80	70	60
	優先度の高い通常業務	-	20	20	20	30	30	40
	計	70	100	100	110	110	100	100

必要人員数は、10人単位に切り上げ

### 3 業務継続のための執行体制の確保

#### 3.1 災害対策地方本部の設置

県内に震度5弱以上の地震が発生あるいは津波警報（津波・大津波）が発表された場合、各地方機関においては、災害対策地方本部を設置し、組織を挙げて各種災害応急対策を実施する。

#### 3.2 代替庁舎の確保

大規模災害発生時において、庁舎が著しい損傷を受け、業務を行うことができなくなる場合に備え、代替庁舎の確保が必要となる。

代替庁舎は、地域内の県有施設を基本とする。

代替庁舎として想定される県有施設等は次のとおりである。

今後は県有施設以外の公共施設や民間施設の活用を含め、代替庁舎の検討を進めていく。

被害想定庁舎	代替庁舎	
	第1候補	第2候補
長崎振興局 本庁舎	長崎振興局 新館	長崎県庁 本庁舎
県央振興局 本庁舎	県央振興局 保健部庁舎	長崎県庁 本庁舎
島原振興局 本庁舎	島原振興局 保健部庁舎	島原振興局 西八幡庁舎
県北振興局 本庁舎	佐世保 高等技術専門校	県北振興局 保健部庁舎
五島振興局 本庁舎	県立五島高校	県立五島海陽高校
壱岐振興局 本庁舎	県立壱岐高校	県立壱岐商業高校
対馬振興局 本庁舎	県立対馬高校	県立豊玉高校
上五島支所 本庁舎	県立上五島高校	新上五島町役場 新魚目支所

### 3.3 職員の確保

勤務時間外に発災した場合における、各地域（災害対策地方本部）の時系列の参集可能職員数について、本庁と同様の条件により予測した結果は次のとおり。

なお、あらかじめ職員数の不足が想定される地域については、一部業務の遠隔地での代替実施のほか、近隣地域の職員による応援等を前提としている。

発災時に職員が不足する場合は、総務対策班等が中心となり、災害対策本部動員班と連携のうえ、本庁又は他の地方機関からの応援による補完のほか、非常勤嘱託・臨時職員や職員OBの活用、国・他自治体等からの応援受入れなど、必要な対応を行うものとする。（ P 9 共通編 4 . 4 ( 4 ) 必要人員と対応可能職員の調整 参照）

【非常時優先業務に係る必要人員と参集職員にかかる試算結果】

（単位：人）

地域	業務区分	1時間	3時間	12時間	1日	3日	1週間	2週間
長崎	参集職員数(予測)(A)	150	250	310	310	310	320	360
	必要人員(B)	150	230	250	260	290	320	310
	計(A-B)	0	20	60	50	20	0	50
県央	参集職員数(予測)(A)	330	510	650	630	600	580	700
	必要人員(B)	170	320	350	390	460	460	470
	計(A-B)	160	190	300	240	140	120	230
島原	参集職員数(予測)(A)	80	120	160	180	210	210	230
	必要人員(B)	70	120	150	180	210	210	210
	計(A-B)	10	0	10	0	0	0	20
県北	参集職員数(予測)(A)	110	220	290	300	300	310	340
	必要人員(B)	110	190	220	250	280	310	320
	計(A-B)	0	30	70	50	20	0	20
五島	参集職員数(予測)(A)	100	100	110	110	110	110	120
	必要人員(B)	20	50	70	90	90	90	120
	計(A-B)	80	50	40	20	20	20	0
上五島	参集職員数(予測)(A)	50	60	60	60	60	60	70
	必要人員(B)	30	40	40	40	40	50	60
	計(A-B)	20	20	20	20	20	10	10
杵岐	参集職員数(予測)(A)	60	80	80	80	80	80	90
	必要人員(B)	50	70	70	70	80	70	70
	計(A-B)	10	10	10	10	0	10	20
対馬	参集職員数(予測)(A)	90	100	100	110	110	110	120
	必要人員(B)	70	100	100	110	110	100	100
	計(A-B)	20	0	0	0	0	10	20



#### 4 業務継続のための執務環境の確保

##### 4.1 各庁舎の現状

##### 長崎振興局

設 備	現 状
庁 舎	耐震改修工事（躯体）：未実施 非構造部材耐震改修工事：未実施
電 力	受電系統数：1系統 非常用電源設備：3基 ・出力：30KVA 20KVA 40KVA ・燃料：軽油 ・タンク容量：80 490 100 ・稼働時間：約10時間 約4日 約10時間
通 信	NTT回線 ・電話設備の非常用バッテリー稼働時間：3時間 ・電話設備の非常用発電機への接続：有 ・非常時優先電話回線数：2回線 防災行政無線 ・地上回線：36回線 ・衛星回線：3回線
情 報 システム	県庁LAN用回線：1回線
空 調	燃料の種類：電気、重油
上 水 道	受水槽：なし 高架水槽：なし
下 水 道	長崎市の公共下水道へ排水。
ガ ス	種 類：都市ガス 用 途：給湯、コンロ、シャワー
そ の 他 (水・食糧)	水・食糧：長崎地方本部初動対応従事職員70名分(3日分)を備蓄

## 県央振興局

設 備	現 状
庁 舎	耐震改修工事（躯体）：未実施 非構造部材耐震改修工事：未実施
電 力	受電系統数：3系統 非常用電源設備：3基 ・出力：25KVA    30KVA    25KVA ・燃料：軽油 ・タンク容量：390    490    490 ・稼働時間：約26時間    約27時間    約33時間
通 信	NTT回線 ・電話設備の非常用バッテリー稼働時間：約54時間 ・電話設備の非常用発電機への接続：有 ・非常時優先電話：5回線 防災行政無線 ・地上回線：36回線 ・衛星回線：3回線
情 報 システム	県庁LAN用回線：1回線
空 調	燃料の種類：電気
上 水 道	受水槽：なし 高架水槽の容量：4m <sup>3</sup>
下 水 道	諫早市の公共下水道へ排水。
ガ ス	種 類：都市ガス 用 途：給湯
そ の 他 (水・食糧)	水・食糧：県央地方本部初動対応従事職員65名分(3日分)を備蓄 生協との協定により県央振興局売店に20食分程度を確保

## 島原振興局

設 備	現 状
庁 舎	耐震改修工事（躯体）：実施済 非構造部材耐震改修工事：実施済
電 力	受電系統数：1系統 非常用電源設備：2基 ・出力：30KVA 20KVA ・燃料：軽油 ・タンク容量：490 490 ・稼働時間：約75時間 約48時間
通 信	NTT回線 ・電話設備の非常用バッテリー稼働時間：0.5時間 ・電話設備の非常用発電機への接続：有 ・非常時優先電話回線数：13回線 防災行政無線 ・地上回線：36回線 ・衛星回線：3回線
情 報 システム	県庁LAN用回線：1回線
空 調	燃料の種類：ガス、電気
上 水 道	受水槽の容量：21m <sup>3</sup> 高架水槽の容量：なし
下 水 道	浄化槽を経由して河川へ排水。
ガ ス	種 類：都市ガス 用 途：空調、給湯
そ の 他 (水・食糧)	水・食糧：島原地方本部初動対応従事職員95名分(3日分)を備蓄

## 県北振興局

設 備	現 状
庁 舎	耐震改修工事（躯体）：実施済 非構造部材耐震改修工事：実施済
電 力	受電系統数：1系統 非常用電源設備：1基 ・出 力：30KVA ・燃 料：軽油 ・タンク容量：490 ・稼働時間：約54時間
通 信	NTT回線 ・電話設備の非常用バッテリー稼働時間：3時間 ・電話設備の非常用発電機への接続：有 ・非常時優先電話回線数：9回線 防災行政無線 ・地上回線：60回線 ・衛星回線：6回線
情 報 システム	県庁LAN用回線：1回線
空 調	燃料の種類：電気、A重油
上 水 道	受水槽の容量：32m <sup>3</sup> 高架水槽：なし
下 水 道	佐世保市の公共下水道へ排水。
ガ ス	ガスの種類：都市ガス ガスの用途：給湯
そ の 他 (水・食糧)	水・食糧：県北地方本部初動対応従事職員110名分(3日分)を備蓄 生協との協定により県北振興局売店に20食分程度を確保

## 五島振興局

設 備	現 状
庁 舎	耐震改修工事（躯体）：実施済 非構造部材耐震改修工事：実施済
電 力	受電系統数：1系統 非常用電源設備：1基 ・出力：25KVA ・燃料：軽油 ・タンク容量：490 ・稼働時間：63時間
通 信	NTT回線 ・電話設備の非常用バッテリー稼働時間：3時間 ・電話設備の非常用発電機への接続：有 ・非常時優先電話回線数：6回線 防災行政無線 ・地上回線：36回線 ・衛星回線：3回線
情 報 システム	県庁LAN用回線：1回線
空 調	燃料の種類：電気
上 水 道	受水槽の容量：16m <sup>3</sup> 高架水槽の容量：6m <sup>3</sup>
下 水 道	浄化槽を経由して河川へ排水。
ガ ス	種類：プロパンガス 用途：給湯
そ の 他 (水・食糧)	水・食糧：五島地方本部初動対応従事職員30名分(3日分)を備蓄 生協との協定により五島振興局売店に20食分程度を確保

## 五島振興局上五島支所

設 備	現 状
庁 舎	耐震改修工事（躯体）：未実施 非構造部材耐震改修工事：未実施
電 力	受電系統数：1系統 非常用電源設備：1基 ・出 力：30KVA ・燃 料：軽油 ・タンク容量：490 ・稼働時間：25時間
通 信	NTT回線 ・電話設備の非常用バッテリー稼働時間：2時間 ・電話設備の非常用発電への接続：有 ・非常時優先電話回線数：1回線 防災行政無線 ・地上回線：24回線 ・衛星回線：3回線
情 報 システム	県庁LAN用回線：1回線
空 調	燃料の種類：電気、A重油
上 水 道	受水槽：なし 高架水槽：なし
下 水 道	浄化槽を経由して河川へ排水。
ガ ス	種 類：プロパンガス 用 途：給湯
そ の 他 (水・食糧)	水・食糧：五島地方本部（新上五島地区）初動対応従事職員25名分 (3日分)を備蓄

<b>壱岐振興局</b>
--------------

設 備	現 状
庁 舎	耐震改修工事（躯体）：実施済 非構造部材耐震改修工事：平成31年度実施予定
電 力	受電系統数：1系統 非常用電源設備：1基 ・出力：50KVA ・燃料：軽油 ・タンク容量：900 ・稼働時間：約72時間
通 信	NTT回線 ・電話設備の非常用バッテリー稼働時間：2時間 ・電話設備の非常用発電機への接続：有 ・非常時優先電話回線数：4回線 防災行政無線 ・地上回線：36回線 ・衛星回線：3回線
情 報 システム	県庁LAN用回線：1回線
空 調	燃料の種類：電気、A重油
上 水 道	受水槽の容量：16m <sup>3</sup> 高架水槽の容量：4m <sup>3</sup>
下 水 道	壱岐市の公共下水道へ排水。
ガ ス	種 類：プロパンガス 用 途：給湯
そ の 他 (水・食糧)	水・食糧：壱岐地方本部初動対応従事職員10名分(3日分)を備蓄 生協との協定により壱岐振興局売店に20食分程度を確保

## 対馬振興局

設 備	現 状
庁 舎	耐震改修工事（躯体）：実施済 非構造部材耐震改修工事：平成 3 2 年度実施予定
電 力	受電系統数：1 系統 非常用電源設備：1 基 ・出 力：6 0 K V A ・燃 料：軽 油 ・タンク容量：9 9 0 ・稼働時間：約 6 0 時間
通 信	NTT 回線 ・電話設備の非常用バッテリー稼働時間：3 時間 ・電話設備用電源の非常用発電への接続：有 ・非常時優先電話回線数：1 0 回線 防災行政無線 ・地上回線：2 4 回線 ・衛星回線： 3 回線
情 報 システム	県庁 LAN 用回線：1 回線
空 調	燃料の種類：A 重油
上 水 道	受水槽の容量：8 m <sup>3</sup> 高架水槽の容量：6 m <sup>3</sup>
下 水 道	浄化槽を経由して河川へ排水。
ガ ス	ガス無し
そ の 他 (水・食糧)	水・食糧：対馬地方本部初動対応従事職員 40 名分（3 日分）を備蓄 生協との協定により対馬振興局売店に 20 食分程度を確保



## 4.2 課題及び対策

### 各庁舎共通

設 備	課 題 及 び 対 策
庁舎建物、 執務室	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の中には耐震化（躯体・非構造）工事未実施のものがある。</li> <li>・書棚やロッカー等の転倒防止策や備品等の落下防止策の一部未実施。</li> </ul> <p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化（躯体・非構造）工事未実施の庁舎については、必要に応じて耐震化の検討を進める。</li> <li>・書棚やロッカー等の転倒防止や備品等を落下防止の対策を進める。</li> </ul>
電 力	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源機から電力供給を受けられるコンセントや照明が限定される。</li> <li>・非常用発電機の燃料タンク容量や電力供給能力が限られているため、停電が長期間に及ぶ場合や電力供給が不足する場合の対策が必要となる。</li> </ul> <p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用発電機による電力供給が可能なコンセントや照明について、職員への周知やマーキング等により判別可能な状況にする。</li> <li>・非常用発電機が被災した場合や電力供給能力が不足する場合に備えて、一部庁舎について民間事業者と可搬式発電機の優先供給協定を締結しているが、今後さらに協定等の締結を進める。</li> <li>・優先的な電力復旧について電力事業者へ要請する。</li> <li>・石油連盟と覚書を締結している災害時の非常用電源機への燃料供給について、具体的な供給先を定めるとともに、必要に応じて他の事業者との災害時優先供給協定の締結を進める。</li> </ul>
通 信	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線については、必要な回線数が整備されているが、非常時優先電話の回線数が少ない庁舎がある。</li> </ul> <p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の本庁及び関係自治体等との連絡は、防災行政無線を活用する。</li> <li>・災害時優先電話については、職員への周知やマーキング等により判別可能な状況にしておくとともに、必要に応じて回線増設について検討する。</li> <li>・非常時優先電話及び防災行政無線について、庁内における電話機の配置の適正化を図る。</li> </ul>

設 備	課 題 及 び 対 策
情 報 システム	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁LAN用回線は1回線であり、複線化されていない。</li> </ul> <p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源供給開始後に、ネットワーク関連機器の稼働、及び接続の状況を確認する。</li> <li>・回線を複線化しても、発災時の断線リスクは、ゼロにならない。このため、地方機関では、断線を前提として業務継続のための対応を進める。</li> <li>・情報資産の重要度に応じ、定期的にバックアップを実施し、被災時のデータ消失・復旧に備える。</li> </ul>
空 調	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震により空調設備が損傷を受けた場合は、使用できない恐れがある。</li> <li>・電力や燃料の供給がストップした場合は、空調の使用できない。</li> </ul> <p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の点検補修について委託業者等へ依頼する。</li> <li>・優先的な電力供給について電力事業者へ要請する。併せて燃料確保に努める。</li> </ul>
上 水 道	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受水槽や高架水槽の貯留水については使用可能であるが、電力供給が止まれば利用が困難になることも考えられる。</li> <li>・一部庁舎については、受水槽や高架水槽がない。</li> </ul> <p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯留水の使用にあたっては、できるだけ長く庁内に給水できるよう可能な限り節水に努める。</li> <li>・飲料水の備蓄を図る。</li> </ul>
下 水 道	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の公共下水設備へ排水している庁舎は、市の設備が損壊すれば排水不可能となる。また、庁舎内への上水の供給がストップした場合もトイレの使用ができない。</li> </ul> <p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者との優先供給協定等を締結することにより、仮設トイレ等の確保を図る。</li> </ul>

設 備	課 題 及 び 対 策
ガ ス	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災後は、ガス漏れの危険があるため、安全が確認できるまで使用することができない。</li> </ul> <p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス事業者に対してガス漏れの点検を要請する。</li> </ul>
そ の 他 (水・食糧)	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水・食糧については、地方本部要員の第1配備までは確保出来ているが、非常時優先業務に従事する全職員分の確保までには至っていない。</li> </ul> <p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水・食糧の確保に向けては、大手流通企業等と協定を拡充し、リスクの分散化を図る。</li> </ul>